

令和 2 年 第 1 回

茅ヶ崎市議会臨時会議案

令和 2 年 5 月 8 日 提出

目

次

議会議案第2号	茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例-----	1
---------	---	---

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び茅ヶ崎市議会会議規則第
16条の規定により提出する。

令和2年5月8日

茅ヶ崎市議会議長
水島誠司様

提出者 茅ヶ崎市議会議員

山崎 広子

賛成者 茅ヶ崎市議会議員

小島 勝己

同

青木 浩

同

滝口 友美

同

小磯 妙子

同

岸 正明

同

熊手 冬



(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、令和2年6月に支給する市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

茅ヶ崎市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年6月及び同年12月」を「令和2年6月」に、「100分の200」と、「100分の230」とあるのは「100分の205」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。